

第 20 期第 26 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 3 日（水）午後 2 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 4 階「ダイヤモンド」
- 3 出席者 委員 14 名（欠席 1 名）
県 水産振興課 3 名、
むつ水産事務所 1 名、
鱒ヶ沢水産事務所 1 名
事務局 3 名
- 4 概 要
○議案の審議 5 件



【 議 案 】

(1) 田名部漁業協同組合の破産手続きの開始に伴う免許内容等の事前決定について（答申）

青森県知事から平成 27 年 11 月 16 日付けで標記に係る共同漁業及び区画漁業の免許内容等の事前決定について諮問があり、審議の結果、以下のとおり答申することとした。

- ① 西共第 53 号、西共第 54 号、西共第 69 号共同漁業権について、関係地区に山田町を追加することが適当
- ② 西区第 131 号区画漁業権について、地元地区に山田町を追加することが適当
- ③ 上記に掲げる以外の事項については、諮問どおりで差し支えない

(2) 西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示について

青森県小型いか釣り漁業協議会長より、小型いかつり漁業の集魚灯の光力制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 1 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

1 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- ① 10 トン以上 30 トン未満の動力船にあつては 160 キロワット以下
- ② 5 トン以上 10 トン未満の動力漁船にあつては 120 キロワット以下
- ③ 5 トン未満の動力漁船にあつては 90 キロワット以下

なお、20 キロワットを上限とする作業灯（白熱灯）は合計光力に含めない。
また、投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

2 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

3 対象となる漁業

30 トン未満の動力漁船によるスルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

4 指示の有効期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(3) 西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示について

西部海区管内におけるいかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 2 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的として、総トン数 5 トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県西部海区海域

2 期間 平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

(4) 西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示について

西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 3 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的として、総トン数 1 トン以上 5 トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。ただし、青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以東の海域において、総トン数 1 トン未満船により自家用釣餌用いかつり漁業を営む者はこの限りでない。

1 区域 ①青森県日本海海域

②青森県津軽海峡西部海域

2 期間 平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

(5) 西定第 8 号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について（諮問）

青森県知事より、西定第 8 号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について諮問があり、審議の結果、諮問のとおりとして答申することとした。